

いずみさの昔と今 第272回

「赤べこ」と起き上がり小法師」

前号に引き続き10月7日(日)まで開催中の市制施行70周年記念平成30年度夏季企画展「日本の郷土玩具―込められた人びとの思い―」に関連して、日本の郷土玩具について紹介します。

「郷土玩具」と聞くと、「赤べこ」や「こけし」といった、お土産物屋さんなどでよく見かける民芸品と呼ばれるものを思い浮かべるのではないのでしょうか。従来は子ども向けの玩具だったものが、近年では大人が趣味で収集する傾向があります。

一般に、「張り子細工」という技法で作られている紙製玩具は、室町時代に中国から伝わり、起き上がり小法師(こぼし)をはじめ様々なものが作られます。江戸時代に入ると軽くて量産向きの張り子の利点を受け入れられ、粘土で作られる土人形に次いで盛んに作られるようになります。張り子細工として達磨(だるま)、人形、首振り虎、面など、多岐にわたる玩具が作られてきました。「赤べこ」は福島県会津地方の郷土玩具で、全身真っ赤な体に白の縁取りと黒い斑点をもち、ゆらゆらと上下左右に首を振るといふユーモラスな動きをする玩具です。子ども魔除けとして用いられてき

ました。ところで大阪にも張りの首振り虎があり、「神農(しんのう)さん」の虎(「広報いずみさ」平成28年8月号「いずみさの昔と今」第248回参照)と呼ばれています。こちらもゆらゆらと首を上下左右に振るものです。「神農さんの虎」は大阪市中央区道修(どしよう)町の少彦名(すくなひこな)神社の祭礼で授与される縁起物です。虎は笹の枝に吊るされており、腹に「葉」の印が押されています。さらに「家内安全無病息災」を願った赤い短冊を付け、祭当日に参加者に配られます。祭で並ぶ露店でも張り子の虎が売られています。こちらは腹部に「葉」の印はないそうです。

次に「起き上がり小法師」の原型は中国にはじまるといわれ、日本には室町時代頃に伝わったとされています。「起き上がり小法師」は倒されても必ず起き上がる動きが七転び八起きなどの縁起と結び付き、玩具以外に縁起物として置かれたりするようにになりました。そのため達磨の姿のほかにも、七福神の姿の起き上がり小法師が作られています。また、有名なものには福島県会津地方のもので起姫(おきひめ)ともいわれ、稚児をかたどった可愛らしいものがあり

あります。会津地方では「十日市」という初市の縁日で家族の人数十一個を購入し、一年間神棚などに飾る風習が今でも残っています。

本企画展では今回紹介した「赤べこ」や「神農さんの虎」「起き上がり小法師」をはじめとした多くの「郷土玩具」たちを展示します。普段の生活ではなかなか目に触れる機会が少なくなくなった「郷土玩具」たちに会いにぜひお越しください。子どもたちの為に作られたかわいらしいものや、当時の人びとの思いが込められた「郷土玩具」とともに歴史館いずみさのにてお待ちしています。



▲赤べこ (当館蔵)

レイクアルスタープラザ・カワサキ歴史館いずみさの
☎469-7140 Fax469-7141
休館日 月曜日、祝日(祝日が月曜日の場合は月曜日と火曜日が休館)
開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
入館料 無料

消費生活センターだより

見守りリー→

相談はお早めにセンターへ!!

相談受付 午前9時～午後4時30分

南海線「泉佐野」駅前 ☎469-2240

脱毛エステの中途解約

テについては、特定商取引法が適用されます。契約書面受領後8日間のクーリングオフ期間が過ぎれば、解約料はかかりませんが、理由にかかわらず中途解約が可能です。

【結果】

消費生活センターから「相談者が契約後半年位から何度か中途解約したいと連絡しているのに、すぐに応じないのは問題である」との主旨を伝え交渉したところ、中途解約で清算でき約38万円が返金されました。

【アドバイス】

- 中途解約は、原則として契約期間中に申し出なければならぬので注意が必要です。
- 思うように予約が取れないといったトラブルも多いので、契約前に予約について確認するとよいでしょう。
- 施術により、かゆみや痛みを感じたり、やけどをしたなど皮膚障害が生じる場合もあります。肌トラブルが発生した時は、すぐにエステ店に申し出るとともに、医療機関の診断を受けましょう。

- 契約中に倒産という例もあるので、高額で長期間の契約は慎重にしましょう。

困ったときは、早めに消費生活センターへ相談してください。

【事例】
約3年前、友人から教えてもらった店で約42万円の脱毛エステを3年の分割払いで契約した。(契約書に契約期間は2年、サービス提供期間8年となっていた)
予約の電話をしても双方の都合が合わず予約がなかなか取れない。一度施術したが、予約が取れにくいので何度か解約の電話をした。しかし担当者がいらないなどと言われ解約に依りてもらえなかった。その後、結婚・育児でエステに行けなくなり、先日、解約したいと伝えると、契約期間の2年を過ぎていたので返金できないと言われた。8年保証と説明されたのに納得できない。

【解説】
契約期間が1カ月を超え、金額が5万円を超える脱毛エステ